

中小企業憲章の国会決議に関する意見書（案）

中小企業憲章が、平成２２年６月に閣議決定された。

この憲章において、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と位置付けられ、また、中小企業の果たす役割が十分に発揮されることにより、「中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう」定められた。

政府は、「経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する」などの基本原則の下、「中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する」などの行動指針を定め、中小企業憲章の活用と周知などに取り組んでいるが、未だ十分とは言えず、憲章の主旨をいかしきれていない。

今後、中小企業憲章の理念・使命を推進し、実効あるものにするためには、国民の総意としての国会決議が不可欠である。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、中小企業憲章の国会決議を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年６月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		